

大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する大学共同利用機関の長の選考の手続き及び任期等に関する規程

平成16年4月1日

自機規程第 30号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長の選考の手続き及び任期等については、この規程の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 機関の長となることができる者は、次の各号の一に該当する者で、人格が高潔で学識がすぐれ、かつ、大学共同利用機関の運営に関し識見を有する者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、研究教育上の指導能力があると認められる者
- 二 研究業績が前号の者に準ずると認められる者で、研究教育上の指導能力があると認められる者
- 三 大学共同利用機関又は大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）において教授の経歴のある者

(選考方法)

第3条 機関の長の選考は、機構長が、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第14条に規定する大学共同利用機関長選考委員会（以下「選考委員会」という。）から推薦を受けた者に対し、教育研究評議会の意見を聴いて行うものとする。

2 選考委員会は、前項の推薦を行う場合は、あらかじめ通則第15条に規定する運営会議の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第4条 機関の長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 機関の長の任期が満了するとき。
- 二 機関の長が辞任を申し出たとき。
- 三 機関の長が欠けたとき。

(機関の長の任期)

第5条 機関の長の任期は、当該機関の長が申出（当該申出に当たっては、当該運営会議の

議を経るものとする。)をしたところを参酌して、機構長が定めるものとする。

- 2 各機関の長の任期は、次表の第1欄に掲げる機関の区分に応じ、同表第2欄に定めるところによるものとし、再任を妨げないものとする。ただし、通算して同表第3欄に定める年数を超えて在職することはできない。

第1欄	第2欄	第3欄
国立天文台	4年（再任の場合は2年）	通算6年
核融合科学研究所	4年（再任の場合は2年）	通算6年
基礎生物学研究所	4年（再任の場合は2年）	通算6年
生理学研究所	4年（再任の場合は2年）	通算6年
分子科学研究所	4年（再任の場合は2年）	通算6年

(調査委員会)

第6条 機構長は、機関の長について次のいずれかに該当するときは、必要に応じて調査委員会を設置し、当該機関の長の職務の執行状況等の調査を行う。

- 一 職務上の義務違反があると思われるとき
- 二 監事から、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められる旨の報告があったとき
- 三 当該機関の運営会議から、職務の執行等に対する申立てがあったとき
- 四 役職員から、職務の執行等に対する申立てがあったとき
- 五 前2号に掲げる者以外の者から、職務の執行等に対する申立てがあったとき
- 六 職務の執行が適当でないために当該機関の業績が悪化したと思われるとき
- 七 職務外の非違行為等により当該機関及び機構の信用失墜を招いたと思われるとき
- 八 その他調査が必要な事態が認められるとき

2 調査委員会は、機構長に対し、当該機関の長の職務の執行状況等の報告を求めることができる。

3 調査委員会は、調査を終えたときは、調査報告書を作成し、機構長に提出するものとする。

4 機構長は、第1項第3号から第5号までの規定による申立てを受けて調査を行ったときは、調査結果を当該申立者に報告するものとする。

5 前各項に規定するもののほか、調査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(解任)

第7条 機構長は、機関の長を解任しようとするときは、教育研究評議会の意見を聴くもの

とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、機関の長の選考等に関し必要な事項は、機関が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 機構の成立の日の前日に国立学校設置法施行令（昭和59年政令第230号）第6条及び第7条に規定する大学共同利用機関の長である者が、機構の成立の日に引き続き当該機関の長として在職した者の任期は、第5条の規定にかかわらず、教育公務員特例法施行令第11条第3項の規定に基づく国立教育政策研究所等の長の任期及び研究教育職員の定年を定める規程（昭和59年文部大臣裁定）第2項の規定により付された任期の残任期間と同一の期間とし、機構の成立の日以前に当該機関の長として在職した期間は、第5条第2項の表中第3欄の通算6年に含むものとする。

附 則（令和5年11月24日改正）

この規程は、令和5年12月1日から施行する。